

## 第4章

# 地域社会・国民との かかわり

## 第1節

## 地域コミュニティとの連携

### 1 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾の処理にあたっており、平成27年度の処理実績は約1,392件（約43トン）で、沖縄県での処理量が全体の約47%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、平成27年度の処理実績は約1,832個（約3.5トン）であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めているほか、各種の運動競技会などにおいて輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。さらに、

国などの方針<sup>1</sup>を踏まえ、分離・分割発注<sup>2</sup>の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保<sup>3</sup>など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っている。

参照》資料69（市民生活の中での活動）、資料70（社会に貢献する活動）



離島からの急患輸送を行う海自航空機



不発弾処理を行う陸自隊員



「北海道新幹線開業祝賀イベント」において  
JR函館駅上空を飛行する空自ブルーインパルス

1 「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（15（平成27）年8月28日閣議決定）

2 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグループングし、当該グループごとに落札者を決定する方法

3 A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争すること

## 解説

## 地域とともにある自衛隊

Column

地域における自衛隊の役割は災害派遣だけではありません。

陸上自衛隊においては北部・東北・東部・中部・西部の全国の5つの方面隊がそれぞれ地域の特性に応じた協力活動を行っています。

その中でも共通しているものが不発弾処理で、年平均約1,400件を数えます。沖縄戦の影響により、70年が過ぎた現在でも、九州・沖縄地方（西部方面隊）の処理件数はその5割を占めています。また、緊急患者輸送も年間200件（陸自のみ）を超え、その7～8割は長崎・鹿児島・沖縄の島嶼地域です。近年、積雪寒冷地においては独居老人宅の除雪の実施が困難になってきており、特に過疎の進む地域においては作業を担える若者も少ないことから、北海道（北部方面隊）では、付近に駐屯する自衛隊がボランティアで除雪支援することも多くなっています。

また、地域で行われる様々な伝統行事を支援している他、東北地方（東北方面隊）では、東日本大震災に因む慰霊行事や町おこしなどにおける自衛隊の貢献がより一層期待されています。

一方、地域で行われる国家行事支援も重要な役割の一つであり、15（平成27）年の「わかやま国体」支援に引き続き、16（同28）年5月の「伊勢志摩サミット」においても国賓輸送などの支援を行いました（中部方面隊）。そして、20（同32）年の東京オリンピックにおいても、新編予定の陸上総隊や東部方面隊の下で、警備などの支援を行い、オリンピックの無事の開催に貢献していきたいと考えております。



北海道赤平市における除雪ボランティア  
（第10普通科連隊（北海道滝川市））



「わかやま国体」におけるボート競技支援  
（第3戦車大隊（滋賀県高島市））

## 2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

また、自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかわりを持っており、自衛隊が教育訓練や

災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続きの支援・協力を受けている<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> こうした支援などに加え、隊員に対しても、国民からの激励の手紙などが多数寄せられている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強くするものである。



### 3 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、地方との協力関係の構築に努めている。具体的には、防衛政策について広く理解を得るため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対して防衛白書の説明を行っているほか、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者やその家族がスポーツや音楽を通して交流するなどの日米交流事業を行っている。また、米軍再編や自衛隊の部隊改編、装備品の配備、訓練などを実施する際、関係する地方公共団体などに対し、必要な説明や調整を実施するとともに、大規模震災などの各種事態や事件・事故の発生の際においても必要な連絡調整にあたっている。

なお、近年、厚木や普天間の飛行場周辺などにおいて、自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が多発している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。防衛省としても、不測の事態を未然に防ぎ、地域の安全と航空機の安全な運航を確保する観点から、関係省庁などと緊密に連携しながら関係自治体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性な



北海道札幌市で開催された防衛問題セミナー



操縦席にレーザー照射を受けた場合のイメージ

どについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。

## 4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

### 1 防衛施設の規模と特徴

防衛施設<sup>5</sup>は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、16（平成28）年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約25%を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすと

いう問題もある。

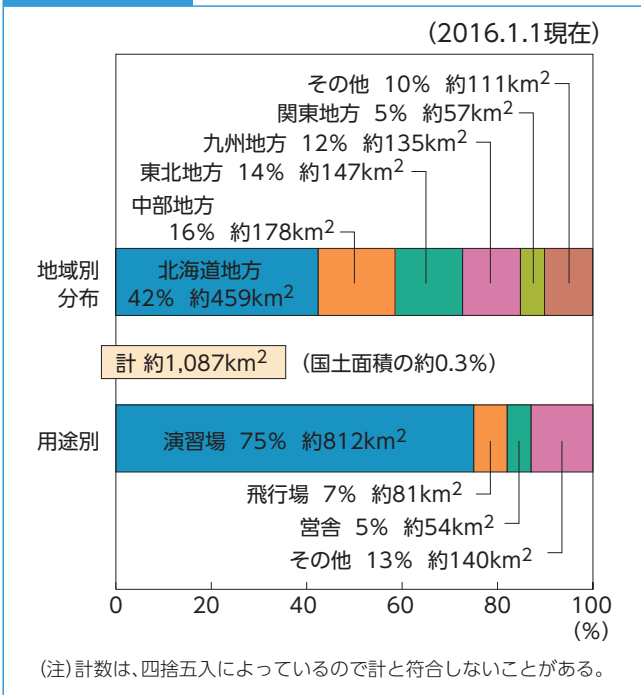
参照 図表Ⅲ-4-1-1（自衛隊施設（土地）の状況）、図表Ⅲ-4-1-2（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）

### 2 防衛施設と周辺地域との調和を図るための取組

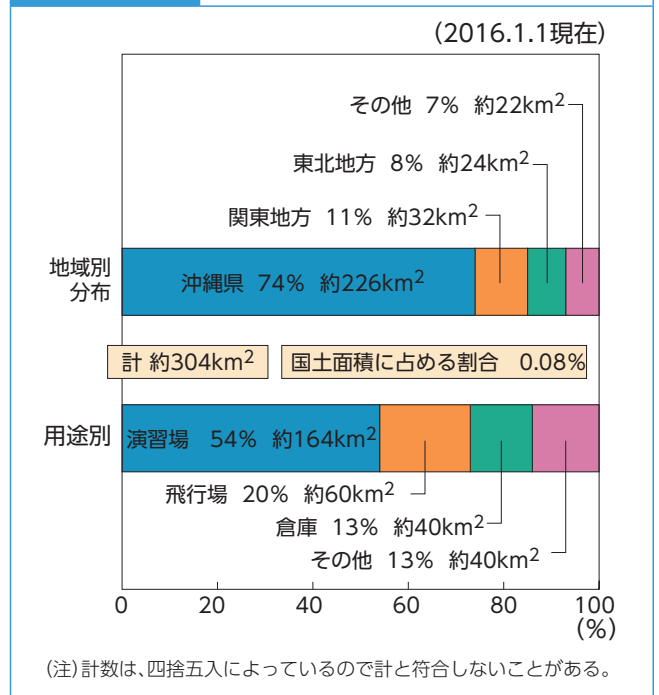
防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要であ

5 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称

図表Ⅲ-4-1-1 自衛隊施設（土地）の状況



図表Ⅲ-4-1-2 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



図表Ⅲ-4-1-3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、漁業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など※

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

る。このため、防衛省は、1974(昭和49)年以来、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(環境整備法)などに基づき、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を行ってきたところである。

参照 図表Ⅲ-4-1-3(防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策)、資料71(防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要)

### (1) 環境整備法の施策

自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害について、防

衛省は環境整備法に基づき、その防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。さらに、関係地方公共団体などからの要望などを踏まえ、11(平成23)年に同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施し、その進捗を図っている。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、14(同26)年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上を

図っている。

参照》資料72(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

## (2) 今後の防衛施設と周辺地域との調和を図るための検討

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

参照》図表Ⅲ-4-1-4(平成28年度基地周辺対策費(歳出ベース))

図表Ⅲ-4-1-4 平成28年度基地周辺対策費(歳出ベース)

事 項	(単位：億円)	
	本土分	沖縄分
障害防止事業	105	15
騒音防止事業	396	87
移転措置	37	1
民生安定助成事業	231	22
道路改修事業	62	3
周辺整備調整交付金	180	32
その他事業	19	2

## 解説

### 防衛施設周辺の地方公共団体の取組

Column

防衛施設周辺の地方公共団体は、地域住民の生活の安定と福祉の向上のため、防衛施設から生じる障害などに対し、防衛省の補助事業を活用して様々な生活環境の整備などを行っています。

例えば、自衛隊や在日米軍の飛行場などの航空機の離着陸などにより生じる騒音を防止・軽減するため、静穏を必要とする学校・病院などの防音工事(防衛省補助事業)を実施しています。

また、特に防衛施設周辺の生活環境や地域開発に著しい影響を受けている市町村においては、防衛省が交付する「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用して、周辺地域への影響をやわらげるための各種事業を実施しています。



(写真提供：北海道標茶町)

防音工事は、屋外の騒音を遮断するための防音サッシの取付け(遮音)、密閉された室内環境を快適に保つための空調機器の取付け(換気・温度保持)、室内の壁・天井を吸音材料の取付け(吸音)を実施します。



(写真提供：宮崎県新富町)

新田原飛行場が所在する宮崎県新富町では、公共交通の空白地において、町民の日常生活に必要なコミュニティバスの安定的な運行を図るため、同交付金が車両の購入とともに運営費に充てられています。

このように、防衛施設と周辺地域との調和を図るためには、関係地方公共団体の協力が必要不可欠です。